

# 上尾市電子入札運用基準

上 尾 市

令和8年4月

## 目 次

1	電子入札について	1
1-1	埼玉県電子入札共同システムについて	1
1-2	電子入札実施の考え方について	1
2	電子入札システムの利用について	1
2-1	電子証明書について	1
2-2	利用者登録について	1
2-3	建設工事共同企業体の取扱いについて	2
3	システム障害等について	2
3-1	本システムに障害が発生した場合	2
3-2	本システム以外に障害が発生した場合	2
4	入札案件登録について	2
4-1	提出期間等の設定について	2
4-2	予定価格等の標記	2
5	設計図書等の閲覧について	3
6	関係書類の提出について	3
6-1	電子データのファイル形式の指定	3
6-2	提出方法	3
6-3	ウィルス対策について	4
7	入札について	4
7-1	紙媒体による参加の申請	4
7-2	入札金額見積内訳書について	4
7-3	入札の辞退	5
8	開札について	5
8-1	開札時の立ち会いについて	5
8-2	くじの実施について	5
8-3	開札処理が長引いた場合について	5
8-4	開札の延期について	5
8-5	入札書未提出の取扱いについて	6
8-6	開札の中止について	6
8-7	再度の入札	6
9	電子証明書の不正利用について	6
	附則	7
	紙入札方式参加申請書	8
	入札辞退届	9

## 上尾市電子入札運用基準

この上尾市電子入札運用基準は、埼玉県電子入札共同システムを利用した入札手続を円滑かつ適切に運用できるように取扱を定めたものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、入札契約関係諸規程によるものとします。

(用語の定義)

「電子入札」：電子入札システムで処理する入札手続・入開札事務

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札手続・入開札事務

「紙媒体」：紙に記載した参加申請書や入札書

### 1 電子入札について

#### 1-1 埼玉県電子入札共同システムについて

埼玉県電子入札共同システム（以下「本システム」といいます。）は、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」といいます。）を処理するシステムです。

#### 1-2 電子入札実施の考え方について

上尾市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」といいます。）は、本システムで行うこととし、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

### 2 電子入札システムの利用について

#### 2-1 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当します。

作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであることを電子認証局が証明します。

本システムで利用可能な電子証明書は、別途、埼玉県が公表する民間の電子認証局が発行したもので、上尾市建設工事等競争入札参加資格申請及び上尾市物品等競争入札参加資格申請をした営業所（本店を含みます。）の代表者（入札参加資格者名簿登載者）名義のものを原則とします。

なお、本店以外の営業所が本店の代表者名義の電子証明書を利用することも可とします。

#### 2-2 利用者登録について

初めて本システムを利用する場合や、新しく電子証明書を取得された場合は、本システムでの利用者登録が必要です。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

なお、1枚のICカードは、1つのユーザIDのみ登録できます。いったん利用者登録をしたICカードは、他のユーザIDに利用者登録ができなくなりますので、御注意ください。

### **2-3 建設工事共同企業体の取扱いについて**

特定建設工事共同企業体（以下「JV」といいます。）においては、JV代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用するものとし、経常JVにあつては、経常JVとして利用者登録済みの電子証明書を使用するものとします。

## **3 システム障害等について**

### **3-1 本システムに障害が発生した場合**

本システム用のサーバー・ネットワーク等に障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札事務の延期、紙入札への移行等の措置を講じます。

この場合は、本システム以外の方法（インターネット、電子メール、電話、FAX等）により入札参加者（入札参加希望者を含みます。以下「3-2」において同じ。）に必要な事項を上尾市から連絡するものとします。

### **3-2 本システム以外に障害が発生した場合**

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含みます。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札事務の延期、紙入札への移行等の措置を講じることがあります。

入札事務の延期、紙入札への移行等の措置を講じる場合において、延期、紙入札への移行その他必要な事項を本システム、インターネット、電子メール、電話、FAX等により上尾市から入札参加者に連絡するものとします。

## **4 入札案件登録について**

### **4-1 提出期間等の設定について**

参加申請書、入札書の提出期間等は、案件ごとに上尾市が定めます。また、一般競争入札における公告又は指名競争入札における入札に関する注意事項（以下「公告等」といいます。）の公開等は本システムで行うものとします。

なお、開札日は原則として毎週火、金曜日とし、入札書の提出期間の末日の翌営業日を標準とします。

### **4-2 予定価格等の表記**

本システム上で入力又は公開される設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税相当額を除く金額とします。

## 5 設計図書等の閲覧について

電子入札案件の設計図書等の閲覧は、案件の内容等に応じて、案件ごとに発注者がその方法を定め、公告等で明示するものとします。なお、設計図書等を印刷し閲覧させること、及びCD-R等の貸与は行いません。

〈例〉

- ・入札情報公開システムからのダウンロード
- ・発注課のホームページからのダウンロード

## 6 関係書類の提出について

### 6-1 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が、関係書類を提出する際に使用出来る電子データのファイル形式は、次のとおりとします。

#### ① 関係書類（入札金額見積内訳書を除く）

番号	種類	保存するファイル形式
1	Microsoft Office ドキュメント（2003以降）	xlsx、xls
2		docx、doc
3		pptx、ppt
4	その他ドキュメント、データ	rtf、csv、txt
5	PDF	pdf
6	画像ファイル	jpg、jpeg、tif、tiff、png、gif

なお、パスワード付きファイルについては、発注者で正しくダウンロードすることができないため、使用できません。

#### ② 入札金額見積内訳書

番号	種類	保存するファイル形式
1	Microsoft Excel 2007以降	xlsx
2	Microsoft Word 2007以降	docx
3	Microsoft PowerPoint 2007以降	pptx

### 6-2 提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、本システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が3MBを超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を上尾市と協議の上、その指示に従ってください。

関係書類を紙媒体で提出する場合の提出期間は、本システムによる提出期間と同一とし、上尾市は関係書類の全てが提出期間内に市へ到着した場合に、本システムにより受付票を発行するものとします。

### 6-3 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入する等の対策を必ず講じてください。

ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウィルス感染チェックを行ってください。

## 7 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書は本システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとし、本システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行ったときは、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は本システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行ったときのみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

(注1) 入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信しており、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができませんので注意してください。

(注2) 地方自治法施行令により、一度提出した入札書の撤回、訂正等はありません。

### 7-1 紙媒体による参加の申請

社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」を上尾市に紙媒体で提出し、承認を得てください。

なお、この申請は、一般競争入札の場合は原則として競争参加資格確認申請書の提出期間、指名競争入札の場合は入札書の提出期間に行ってください。

<紙入札を認める例>

①会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない場合

②電子証明書の閉塞（PIN 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※ 上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続き期間内に限ります。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合

紙入札で参加することについて承認を得た後、上尾市所定の様式により入札書を提出してください。

### 7-2 入札金額見積内訳書について

入札書に添付する入札金額見積内訳書（以下「内訳書」といいます。）は、原則として電子データとして作成し、本システムの添付機能を利用して提出するものとし、必要に応じて紙媒体

による提出を求めることがあります。その場合は、その旨を案件公告等に明記します。

なお、紙入札の場合の内訳書の提出期間は紙入札の入札書提出期間と同じです。

内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフト）及び保存形式は「6-1」のとおりです。

### 7-3 入札の辞退

入札参加者は、原則として入札書の提出前に限り入札を辞退することができます。

本システムにより辞退する場合は、入札書の提出期間内に辞退届を提出してください。また、紙媒体の入札辞退届により辞退する場合も、同期間内に上尾市へ提出又は郵送してください。

なお、例外として、本システム等により入札書を提出した後に、他の案件を落札したことにより、配置予定技術者が配置できなくなった場合等、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間、紙媒体の入札辞退届により辞退の届出を受け付けるものとします。（やむを得ない事由が生じた理由、辞退する案件の件名、開札日等について、入札辞退届に付記してください。）

## 8 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時以後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。

ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札書の提出期間の経過後に、入札執行者が紙入札による入札参加者に代わって、紙媒体の入札書に記載された入札額を本システムに登録し、開札予定日時以後に電子入札書を一括開札して落札者の決定を行います。

### 8-1 開札時の立ち会いについて

原則として開札時の立ち会いを不要とします。

### 8-2 くじの実施について

落札者（事後審査型一般競争入札における落札候補者を含みます。以下「8-3」において同じ。）となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、本システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字（紙媒体での競争入札参加申請書を提出した場合は、紙入札方式参加申請書に記載された数字を、入札執行者が本システムへ登録した数字）と、システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。なお、紙入札による入札参加者は、任意の3桁の数字を決め、その数値を紙入札参加申請書に記載します。

### 8-3 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（2時間程度を目安とします。）する場合は、必要に応じて本システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとします。

### 8-4 開札の延期について

開札を延期する場合は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとします。

### 8-5 入札書未到着の取扱について

入札書提出締切予定日時において、入札書が本システムのサーバーに正常に記録されていない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなします。

### 8-6 開札の中止について

開札を中止する場合は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、本システムに中止の結果登録をするものとします。

### 8-7 再度の入札

入札の結果、落札者が決定しない場合であっても、予定価格を事前に公表している案件については、再度の入札は行いません。

再度の入札を行う場合は、当該案件に入札書を提出した参加者全員に入札結果通知とあわせて通知します。

## 9 電子証明書の不正利用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、入札参加停止等の処分を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

<不正に電子証明書を使用等した場合の例>

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・同一案件に対して、複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行するものとする。

附 則

この運用基準は、平成29年11月1日から施行するものとする。

附 則

この運用基準は、令和4年7月1日から施行するものとする。

附 則

この運用基準は、公布の日から施行するものとする。